

第 1 1 回

持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会

日 時 令和 6 年 7 月 2 9 日 (月) 自 午前 9 時 5 9 分
至 午前 1 1 時 5 2 分

場 所 法務省 2 0 階 第 1 会議室

倉吉座長 それでは、定刻となりましたので、これより第１１回持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会を開催いたします。

最初に、事務局から本日の資料について説明願います。

中島企画調整官 事務局でございます。

第１１回検討会の資料は、資料１及び資料２となっております。資料１は、前回第１０回検討会において、滋賀県大津市での事案を受けて、保護司の安全確保について新たに項目立てして議論すべきとの御意見を踏まえたものでございます。また、事前に御覧いただいております事務局資料から、（１１）を追加しております。

順番に申し上げますと、まず最初に〔現状認識〕は記載のとおりでございまして、〔課題事項に対する保護司の主な意見〕については、６月中に実施したケースを担当する保護司に対する不安等の聴取で寄せられた内容を整理したものでございます。

〔今後講じていく施策等〕については、（１）は、定期的に保護観察事件の点検を実施すること、保護司の不安等を適時的確に把握して、それに応じた適切な措置を講ずることとしております。

（２）は、保護司の意向を十分に踏まえ、処遇の充実や保護司の安全確保の観点から、保護観察官による直接処遇の強化に臨機にに取り組むこととしております。

（３）は、前回第１０回検討会で御意見がありましたとおり、保護観察期間が長期にわたる場合には、保護司の意向や保護司と保護観察対象者等との関係性を十分に踏まえつつ、担当保護司の交替を含めた措置を講ずることとしております。

（４）は、保護司に任せて大丈夫な保護観察対象者かどうか、しっかりとアセスメントしてほしいといった御意見を踏まえたものとなっております。

（５）は、個人情報の保護に留意しつつ、保護司会の中で誰がどういったケースを担当して、どんな悩みを抱えているのか共有できると、保護司会として相互に助け合えるのではないかとといった御意見を踏まえたものとなっております。

（６）は、保護司や保護観察対象者等のライフスタイルや価値観が多様化する中で、保護司のみならず、保護観察対象者等にとっても利便性の高い面接場所の選択肢を増やしていく内容となっております。

（７）は、面接の在り方について、前回第１０回検討会で御意見のあったＩＣＴの活用を含め、第三者による見守りがある状況下での面接実施に留意することとしております。

（８）は、夜間・休日対応に関する内容となっております。

(9) は、前回第10回検討会や保護司からの意見もございました、今般の事案に関する調査分析を行い、アセスメントツールの充実を図ること、また、アセスメントツールの充実を踏まえた保護司研修の充実を図ることとしております。

(10) は、保護司から、保護観察対象者が偏見によって誤解されてしまうとか、保護司適任者の確保が一層困難になるなどの意見があることを踏まえて、改めて啓発に取り組むこととしております。

(11) は、保護司が安全に安心して活動を継続していくことができる環境作りについて、保護司法を始め関係法令の見直しを検討することとしております。

次に、資料をおめくりいただきますと、「保護司から聴取した不安等の状況」というペーパーがございます。令和6年6月末日現在としまして、保護観察を担当している保護司に対する不安等の聴取結果をまとめたものでございます。

聴取に際し、不安を示した保護司数は1,480人おられました。また、本事案を受けて退任の意向を示された方は、全国で10人となっております、新任保護司として委嘱手続中だったのですが、本事案を受けて委嘱を辞退された方は、全国で16人おられました。

次に、おめくりいただきますと、「保護司の活動環境に関する調査結果」（令和6年7月26日時点速報値）といたしまして、更生保護サポートセンター及び面接場所等に関する調査をまとめたものでございます。

まずは問2-1を御覧いただきたいと思いますけれども、問2-1については、最も多く面接を行う場所として、保護司の自宅ですとか保護観察対象者の自宅、これが約7割となっております。

次に問2-2について、自宅以外の面接場所として、約7割の方が更生保護サポートセンターや公民館等の公的施設を希望しております。

次に問3でございますけれども、自宅やサポセン以外での面接場所の利用にかかる経費として、1,000円未満が約8割となっております。

次に問9-2について、約6割の方が、複数で担当することで不安や負担が軽減されるとしております。

今回の調査結果から、面接場所の選択肢を増やすこと、利用にかかる経費を措置すること、複数指名制を積極的に実施することが明らかになりました。安全対策の方向性として、これまでの検討会での議論の方向性と同じであることが分かりました。

次に、おめくりいただきますと、資料2は構成員資料となっております、山元構成員資

料、そして柳川構成員資料となっております。

また、今般の事案を受けまして、検討会を当初の予定より1回増やす必要があることから、報告書案の確定のための第13回検討会についての日程調整をしておりましたが、9月27日金曜日午前10時開始で、会場は本日と同じとなっておりますので、お知らせをいたします。

事務局からは以上です。

倉吉座長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、実は私から、1点加えた方がいいのではないかなと思うことがありますので、ちょっと申し上げさせてください。

前回の第10回の検討会で杉本構成員からお話がありました、精神科医を始めとする専門家から助言なり知見を頂く機会が欲しいと、これ、現実的にはなかなか難しい問題だなと、直接意見をもらうというのは問題だなと思ったんですけれども、例えば、こういう形でちょっと方向性として書けないかなと思って考えてみたんですが、ちょっと長いんですが、「保護観察対象者の再犯リスクや特性を見極めるに当たって、保護観察所においてアセスメントを効果的に実施するとともに、保護観察官において、保護観察期間中の保護観察対象者等の状況に応じて、専門家の知見を得るなどして適時適切に対応すること。」

つまり、保護観察所の方で、その問題を感じたとき、もちろんそれは、保護司さんとやり取りをしている中で問題を感じるということだと思うんですが、そのときは専門家の知見を得て、聞いて、もちろんそういう専門的な社会学とか心理学とか精神医学とか、そういうことにも強い保護観察官を充てて、その人がまた保護司と情報を共有して一緒にやるようにするということです。せめてこの程度のことを入れておきたいと思うんですが、少し問題のありそうな人に対して、保護観察所が構えていると受け取られたのでは、保護司の皆さんの気持ちにも沿わないと思うので、そこを配慮した表現にしたつもりですが、どうでしょうか。

杉本構成員、いかがですか。

杉本構成員 ありがとうございます。前回私が申し上げたイメージとしては、千葉で言ったら、

下総精神医療センターとのつながりがあるというイメージで、例えば、そこで関わっている医師に主任官が連絡を取れるようなとか、報告書を見ていただけるようなとか、もう既につながりを持っている医師ならば、そう無理なく状態について、症状なのではないかというような助言を頂くことは可能なのかなというイメージで、私は申し上げました。

倉吉座長 なるほど、一般論ではなくてということですか。

杉本構成員 そうですね。これが、もしかしたら早急に入院が必要かもと保護司が思ったとしても、それを主任官と相談するということでは余り解決しないのかなというイメージで、この症状とも取れるような、私も割と精神症状を持つ対象者と接することが多かったので、何かこれはもうちょっと、医師の助言が欲しいなって。対象者は精神科に通院しているけれども、いまいち余り効果の出ていない内服薬を続けているなと思ったり、そういうことがあるものですから、せっかく面接をしているのに、こちらとしてはどうにもできないというのが、ちょっと歯がゆいところがありまして、主任官にはもちろん報告していますが。

倉吉座長 分かりました。主任官の受け止め方の問題もあるのですが、そういうニュアンスも含めて考えさせてください。

杉本構成員 ありがとうございます。

倉吉座長 それでは、構成員から事前に意見を頂戴しておりますので、御発言を頂きたいと思っています。

山元構成員から、よろしくお願いします。

山元構成員 おはようございます。よろしくお願いします。

私からは、大きく3点です。

まず1 ページ目のところの、「ゆるい つながり」の確保ということでお話しさせていただこうと思っています。

続いて、2 ページ目のところですね。安全確保のためにも法人格ということで、こちらも先月の続きなんですけれども、説明が不足していた点もあると思いますので、付け加えさせていただきました。

3 ページ目は、少し古いんですが、保護司は継続的に進めてもらうための施策として、アンケート調査をしているんです。そのアンケート調査を基に、私なりの意見を述べさせていただこうと思っております。このアンケート自体は平成24年6月と古いんですが、法務省のホームページから拾えます。ですが、基本的な保護司の理念とか考え方というのは踏襲されていると思いましたので、入れさせていただきました。

まず最初に、1 ページ目のところ、将来の保護司候補者確保に向けて、いわゆる「ゆるいつながり」の確保ということで、昨今は若年層の方たちを見ていると、がっちりと更生保護ということにボランティアとして関わるというよりも、ゆるくつながっていることというんですねか、この表現の仕方がちょっと、いろいろ考えられるとは思いますが、地域で適任と思われる方に保護司をお願いしたとしても、例えば40代ぐらいで保護司になりま

せんかと勧めても、保護観察自体、更生保護自体が分かっていない方にとっては寝耳に水で、急にゼロの知識から100にいくようなもので、なかなか理解されないことも多いと。何でかと考えた場合、いきなりゼロだったものが100になるのってやはり難しいので、下地作りというか、土壌を作っておく必要があるのかなというところで、「ゆるい つながり」という表現をさせていただきました。

この「ゆるい つながり」というのは、例えば、地域の清掃や防犯活動などを通じて活動していただくということとか、SNSを使ったりするということです。もちろん今、保護司会の方では地域貢献活動ということで、地域貢献活動の担当保護司がいるんですが、そこを強化するか、あるいは地域との結び付きをより一層強くするような方策というのが必要なのかなと。そこで、例えば清掃活動なんかで若年層の方にも参加していただいたり、見守り活動なんかも参加していただいたりして、ある程度の人間関係もできてきますので、そういった人間関係を作っていくのも大事なことなのかなということですね。

よく町会長の方が保護司になっていただくと、こちら辺のことはよく分かっていただけるので、清掃活動とか防犯活動に対しても非常に協力的にやっていただけるんですが、町会長を辞めてしまうと、なかなかそのつながりも確保できないというところもありますので、こういった地域の町会長だけに頼るのではなく、何か制度的なものを作っていく必要があるのではないかなと思いました。

また、若い人たちからすると、仕事をしていて、家事も当然忙しくて、なかなか継続的にボランティアを確保していくのが難しいというふうに思われますので、空き時間等を利用して、少しずつ少しずつ更生保護に慣れ親しんでいくことが必要なんじゃないかなと思っています。

それと、もう一つ最後の方に書かせていただいたんですが、BBSですね。BBSの活動は非常にいろいろ、豊島区の保護司会でも協力的で、先般社会を明るくする運動もBBSの方たちに手伝っていただきました。非常に若いということもあって動きもよくて、協力的で、こういった方たちが将来保護司になっていただけるようなつながりというのを、何かしら考えていく必要があるのかなというふうに思いました。

これが1番目で、次が2番目、2ページ目ですね。

この法人格ということですね。誤解をしてしまうといけけないので、あらかじめ申し上げさせていただきますと、あくまでも保護司法は、個人の保護司が対象者に面接をして行っていくというのは基本だと思いますし、地域の保護司というのが一番大事というか、その地域に

精通していますので大事で、ただ、それだけではなく、今まで個人の保護司だけが対象にはなっていたんですが、法人ですね、一定の法人を更生保護の中に取り込めないかというのが、今回の私の提案の趣旨です。

いわゆる保護司会の中で協力していただけるような法人、パートナーシップでもいいですし、協定とか提携とかという形でもいいと思います。何かしら更生保護の世界に法人格が関与できるような、もちろん今、更生保護法人があるんですが、その更生保護法人は、どちらかということ、専門的なハードルが高い組織ですね。ではなくて、一般の法人、とはいっても、公益性の高い法人が関与していただけないかなと思っております。うちの保護司会でも、やはり更生保護法人もありますし、社会福祉法人もあって、それから企業組合みたいなのところもあります。そういったところから、保護司になっていただいて保護司活動に参画していただいております。

何が一番違うかということ、まずその法人との風通しが非常によくなるということと、先ほどのお話にもつながるんですが、一般論として、例えば精神障害を抱えた方とかの、こういうケースはこういう対応というか、一般論でしかないと思うんですが、個別的な対応というのは難しいかもしれませんが、専門家に入っていただくことによって、専門的な知見を得られるというところも大きなメリットというか、利点だと思います。そういったところから、2ページ目の①、②、③に書かせていただいているんですが、先ほどの繰り返しになりますが、個人しか更生保護の担い手としてなっていないんですが、法人格というのは、ある面で持続可能性がありますので、そういう関与できるような仕組みがあるといいなと思っています。②は、その法人についても、いろいろな法人がありますので、更生保護にマッチングするような法人の中で活動していただくということになるのかなと思います。

例えば、そのメリットとしては、その法人の場所で面接を行ったり、面接場所を確保したりというところですね。サポートセンターのサテライトとかを使うことも考えられるんですが、四六時中サテライトで面接をするというイメージではなくて、どちらかということ、面接する時間帯、曜日というのが集中するんですね。当然、対象者も仕事をしていますので、夜間だとか土日といったところで面接するケースが多いんですけれども、重なってしまうことが多いんですね。そうすると、やっぱり複数の場所があった方がいいということで、こういった法人に入っていただくことによって、面接場所を確保するということがなんかも考えられるのではないかと思います。

続いて、3番目なんですが、先ほど申し上げました平成24年6月にアンケートを取って、

いろいろ回答を得ているんですが、質問の内容が、今の持続可能な保護司の制度の検討、この検討委員会につながるものがあるので入れさせていただきました。

4 ページ目について、全部入れるわけにいかないんで、主なものをここに書かせていただいたんですが、保護司になってくれるよう依頼して断られた理由としては、1 番は忙しくて時間がないと、あとは家族の理解が得られないと、訪問した人等に対する指導とかが不安だというケースですね、そういった理由で保護司になってくれないということですね、保護司になるのを断ったということなんです、こういった理由から、対応策としては、時間がないという方の場合、職場とか社会全体での保護司活動に対する理解が必要になってくるとは思うんですけども、面接したり、保護司活動、忙しくて時間がないということは、職場の方で時間を割いていただけないということもあるので、できればそういった啓発活動を通じて、時間確保の理解を求めるといことも大事な事だと思っております。

続いて、2 番目の方ですね。新たに保護司になってもらうため、また保護司を長く続けてもらうための方策として、6 ページ目を見ていただくと、これもアンケートをしているんですが、新たに保護司になってもらうため、又は保護司を長く続けてもらうための方策について、やっぱり一番大事なのが、保護司同士による伝達協議・情報交換の充実というのを掲げています。それから、時間的負担への配慮とか軽減をしていただくということですね。それから、いろいろ実費弁償のこととかも書かれていますが、やはりもう一つ大事なのが、保護司の社会性の向上とかも掲げられています。こういった点で、やはりここにも書かれているんですが、保護司同士で伝達協議、情報交換を活発にすることによって、保護司を長く続けていただいたり、あるいは新たな保護司を獲得する上でも、非常に大事になってきているのかなと。むしろ保護司会内部で、情報交換とか伝達を活発にしていけることが大事なのかなというふうに、ここでは読み取れます。

それから、3 番目としては、保護司委嘱時に不安を感じたか、またその不安の内容についてと保護司を辞めずにこれまで継続できた理由というのが、アンケートでちょうど一番最後の方のページ、8 ページ目に書かれているんですが、これを見ていただくと、図表 3 のところですね。先輩保護司にいろいろ説得されたというところが一番多いですね。それから、事件を担当することにやりがいを感じたからということで、これは2つ大きく突出しているんですけども、やはり先ほどの2 番目と同じように、先輩保護司あるいは保護司同士での情報交換を密にする、あるいはいろいろ悩みなんかも聞いてもらうということが大事なのかなということですね。

もう一つは、そのやりがいというのは、事件を担当することによっていろいろ経験も増えてきますし、いろいろ分かってくることも多いので、やりがいを持ってこられると。どんどん経験が高まるごとに、やりがいの度合いも、充実感というの、達成感というんですかね、これも高くなってくるというところで、こういった点を確保というか、していく必要があるのかなと思っています。

先輩保護司に説得されたり励まされたということは、先ほどの図表2でも出てきましたように、情報交換をすることによって、ある種の保護司同士の共感というのが得られるのかなと。共感というのは、いろいろ目的と一緒に達成するような努力をしているということで、全体的な保護司としての仲間というか、その共感を得られるということによって、やめようという意識が、これからまた頑張ろうという気持ちに変わっていくと思います。ということは、孤立した保護司をある面じゃ作らないということも大事なのかなと思っています。いろいろ保護司会でも施策をして、なるべく皆さんとコミュニケーションをよくしようとしてはいるんですが、ある一定数は、保護司会に出てこないだとか、他の保護司との接触を嫌がるといった方がいるのも現状です。そういった方も含めて、これからどういうふうにかこういった共感を確保していくことが大事なのかなと。それによって、持続可能性も確保できてくるのかなと思っています。

私からは以上です。

倉吉座長 ありがとうございます。

やっぱり世代を超えた共感というところでしょうかね。なかなかずっといろいろ議論してきた中で難しい話がたくさん出ておりましたが、ありがとうございました。

続いて、柳川構成員にお願いするわけですが、実は事前に柳川構成員から提出された意見と題する書面なんですけど、これについては、これまでの柳川構成員のおっしゃっていた御意見や、特に姿勢とはちょっと異なるものがあるようで、後ほど私からも申し上げたいことがあるので、大変恐縮ですが少し待っていただいて、本日柳川構成員から提出されたペーパー、これはいつもの柳川構成員らしい御意見だと思いますので、まずはこれに絞って説明していただければと思います。よろしいですか。

柳川構成員 いいですよ、はい。

倉吉座長 では、お願いします。

柳川構成員 今、座長の方からお話あったように、これは別件として、3枚つづりのやつをお手元に、ちょっと時間的に間に合わなかったもので、いろいろな段階で、私は皆さんを呼ん

で、たたき台を作るのが大好きなので、何回も何回もやったので、ちょっと時間的に間に合わなかったので、3枚のページは当日出しますよということにしました。

まず、1枚目の事務局から送られた資料の中で、これは私の平塚の地域の中で話し合ったことを申し上げます。

7行目で、保護観察官による直接担当、俗にいう直担なんだけれども、やっぱり担当保護司と連絡を密にする方向性を、もう少しきちっと方策としてやっていかなければいけないのかなと。今までのように、事件が多かったときにはそれなりに消化していった部分があったんだけど、最近の事件数の減少を見ると、やっぱり新しい保護司さんや経験の少ない保護司さんとの接点を担当の観察官と密にする方向性を、本省の方でどうやってカリキュラムを作っていくのか、一つ考えていただきたい。

(2)で、従来実施されてきた地区担当制、要するにちょっと問題のある保護観察事件を、保護司や、あるいは対象者、そして担当観察官で、3者で話し合っていた事案をもう少し進展させるのは、検討の余地があるのかなと。要するに、なぜ保護観察をやっている、もう少し向上性が見られないのかなという、やっぱり観察官にしてみるとちょっと物足りないなという対象者を3者で話し合うんだけど、こういったものをもう少し進展させて、ラフな感じで3者の担当官面接をできるような方法も考えていかなきゃいけないのかな。

それから、4番目の保護観察付きの全部執行猶予は、例えば5年の長期など、再犯の恐れのないケースは非常に長いので、私も含めてなんですけれども、5年間の執行猶予をやっていると、再犯の恐れがないと感じる方は、話の話題がもう途切れちゃうんですね。普通に本人が生活していると、5年の年月は、担当者として報告書に真面目に日々を経過しますよぐらいしか書けないというのがあります。やっぱり聞き取り調査をすると、同じように長いから書くことがないよねって。再犯リスクの判断がやっぱり難しいけれども、例えば5年の長期だと、残りの1年を何回か担当官に委ねる方向性の必要もあるんじゃないかな。この辺が、真面目にやっていけば、もう保護司さん、十分ですよって、今までのそういう経過だったんですけど、これからの保護観察の経過をいろいろと考えていくと、やっぱりもう少し執行猶予の保護観察のことを担当官が考えてもいいのかなというふうなことが出ました。

(6)の保護司と保護観察対象者との面接場所、全国886の保護司会にサポートセンターが、全部一律ではないのは、皆さん御存じのようだと思っております。私も、職務上、関東1都10県や全国の若干代表をやっているいろんなことを聞きますと、やっぱり使い勝手の問

題と広域な地区会の問題があつて、そこにサポートセンターがあつても、一律に使えるような状況ではないというのが、やっぱり同じような意見が出ます。前回も出ましたが、公的公民館の借用、意外と聞いてみると、館長が保護司さんであるというのが結構例であるんですね。そういった場合に、公民館の借用をうまくできれば、サポートセンターに行かなくてもいいじゃないのか。

それをもっと掘り下げると、単位自治会のところでも、基本サポートセンターの細分化をしていこうじゃないかなという話が出ています。あるいは、やっぱり保護観察はマル秘でやらなきゃいけないので、今後の方向の見極めは、一長一短にすぐ取り組めることはないんだけど、やっぱり自宅の面接が難しいとなると、第三者機関を含めた中で、少しずつ前進ができるような見極めをしていったらいいのかなって考えております。

以前もお聞きしましたが、必ずしも自宅のある方が全てってわけじゃないんですけども、持家のある方は庭のベンチでおむすびを食べながら面接、やっぱりこういった方法論は探せば何かしらヒントがある。ただ、うちの中や玄関で面接するんじゃないくて、いろんな方法があるんじゃないかな。私の地域には、湘南ベルマーレというサッカーチームがあったり、プロ野球の二軍の球場もあるんですけども、サッカー観戦をしながら対象者と夜を過ごしたとか、あるいは野球を見ながら夜を過ごしたとか、別の意味の保護観察の方向性をするんじゃないくて、対象者とのスキンシップ、触れ合いをやっぱり考えていく方法論は幾らでもあるんじゃないかな。方法論の問題をこれからもっと探していけば、面接が難しい、難しいっていうんじゃないくて、いろんな方法をみんなで話し合えば、こういうことができるよという、そういうこともあるんじゃないかなと思っております。

(7)の保護司と保護観察の対象者の面接の在り方で、黒の星印で、別に黒の星印を付けたわけじゃないんだけど、やっぱり自宅で従来できたものが、これからは非常に難しくなったのが事実でございます。私、神奈川で、横浜は370万の化け物の都市で、マンションにお住まいの保護司さんもかなりいます。近年、やっぱり防犯上のロックの問題やセキュリティーの問題で、管理人がいると第三者がなかなか入れないという、そういう問題点も出てきております。それを含めた中で、どういった面接場所が適当なのか、そういった場合に家族の構成上、性犯罪や薬物や窃盗犯罪等、家庭の、要するに保護司さんの家庭の対応が、やっぱりマンションに住んでいると難しいよねということはありません。平塚でもマンションに住んでいる方がいますので、やっぱりセキュリティーとロックの解除等の問題を、一住民としては判断を委ねることがなかなかできないということを話し合いました。

この提言は、ちょっと参考までに出したことなので、後で時間があれば。

次にめくっていただければ、私たちの地域は、本当に自由な討議をするのが大好きなので、滋賀の事件でいろいろと取り沙汰されましたけれども、それ以前から、みんなで今、(7)の延長戦上だけでもいつも、本当に言いたいことは、私の汚い字で手書きで書くんですよ。本当の意味をやっぱり知っていただきたいということで、保護観察の面接の在り方ということで、7月16日にちょっと自主例会で、何グループか分けて、ここに書いたように、どんなに時代が変わろうと、保護観察の基本は対象者とどのように向き合って寄り添うか、みんなでたたき台を作って話し合いたいということで、特に今回は、徹底的に話をしてくれということで、時間を多く取りまとめました。

いつもはまとめの発表はしないんだけど、今回に限っては、グループで一つずつ、これは言いたいということをちょっと発表してくれということで、①から1人で抱えない、②は対決しない、面接時間は本来は短めにした方がいいんじゃないのかな、3は普通の人と接する、4、自尊感情を傷付けちゃいけないんじゃないかとか、5、ルールを守らせることに捉われ過ぎない。確かに観察官から保護観察対象者にいろいろと細かく指示事項があるけれども、それを根掘り葉掘り守らせることに捉われ過ぎることは余り適策じゃないのかな。その5を、やっぱりコントロールをしようとしな。それから7、明るい安心できる場所を提供する、要するに、楽しい雰囲気作りというわけにはいかないんだけど、やっぱり雰囲気作りを大切にするような場所を提供するのが必要じゃないか。8は、どの保護司さんもそうなんですけれども、やっぱり信頼関係作りを大切にする。9番、自立心を促す関わりを心掛ける。

それから、ちょっと下に、みんなの共通点が下記のとおりということで、これはいつも話し合うと、大体この結論になっちゃうんだけど、みんながほとんど共通で言えるのは、やっぱり長い目で回復を見守る、説教は駄目だよという。次に、立ち直るのは誰でもない、保護司や観察官が言うんじゃなくて、立ち直るのは自分自身だよってやっぱり励ますような寄り添い方をしなければ駄目じゃないか。それから、過大な期待はしない。来訪したことに感謝する。やっぱり来訪しないと、お互いの接点や今の保護観察の状況や、あるいは経過報告書も書けないので、来訪してくれたことに、よくぞ来てくれたねって感謝することが、やっぱり保護司としてのこれは礼儀じゃないのかなということも話し合いました。

次に、対象者が話を聞いてありがとうというような、聞くことが大事ということで、特に少年の場合は、夢やできそうもないことを朗々と話すことが結構あります。その間に、やっ

ぱり相づちをして聞いてあげる、その少年の心理を受け止めることが大切。こうしたらいい、ああしたらいいということよりも、まず少年の心理をきちっと受け止めて聞いてあげる、保護司さんのところに來たら俺の話聞いてくれているんだって、そういった保護観察ができるような心意気を持っていないと、やっぱり保護司としては駄目じゃないかなって。これはいつものとおり、下を書いてあるの、ちょっと書き過ぎちゃって字が途切れちゃったんだけど、やっぱり保護観察は面接に始まり面接で終了するので、1から9までと、あと共通点とか、いろんなのを出しましたけれども。

もう一枚めくってもらおうと、これはいつも平塚の共通点で、年に何回かやるんですよ。これ、全く同じ共通点で、お題目も全く同じです。そのパターンで、5つぐらいパターンがあるんだけど、大津の事件を含めて、保護観察の基本をいつも私たちは大事にしていこう。その中で、みんなの意見のたたき台で、どうやって方向性ができるかというのを、いつもこれは心掛けております。

だから、こういうふうに日々のケースにおける問題点で、どのようにあなたは対応しますかって、一番保護司としては、①のなかなか来訪しないで困っているんだけど、対象者が来訪なくて、本人の様子が分からず、報告書に何を書いたらよいか困っています、どのように対応したらよいでしょうかって、非常にこれをこの場で述べるのは本当に時間が短いんですけど、やっぱり我々は、どんなことがあっても報告書を書かなきゃいけないんだよという、保護観察を受けた、要するに保護司としてできることは、やっぱり報告書をきちんと書くことなんですよって、これが基本ですよって、基本のベースは、どんなグループ分けをしても必ずこれを話し合うようにしています。

2の往訪で、本人や家族、同居人の様子を確認するために往訪をしたいのですが、いろいろと理由を付けて断られます、どうしたらよいでしょうかって。往訪を拒否されたらどうするのよってみんなで話し合うと、やっぱり同じように郵送で手紙を出したり、あるいはポストの中にちょっと軽い便せんでメモを書いたり、あるいは付箋でちょっと書いて電話を頂戴ねとか、あるいは、今家族はどうしていますか、兄弟はどうしていますかとか、何かあったら一つでも二つでも話してねって、往訪だけでも対応策は、ここには書かなかったんだけど、やっぱり10項目ぐらい出ます。

それから、3の対象者との対応ということで、全て保護観察がうまくいくわけじゃないのは、本省始め、ベテランの観察官はよく分かっていると思うんだけど、やっぱり言葉をはぐらかせたり、見栄を張ったり、虚栄心が見られます。自分を強く見せたがる性格、自分

の自慢を語り誇示したがる対象者とはどのように話せばよいのでしょうか、何か解決策はあるのでしょうか。やっぱりこれはもう結構、時間が足りないくらいに話し合います。その話し合った中で、やっぱり保護観察の在り方と対象者の性格や対象者の育った状況とか家族関係とか、あらゆる面をみんながつぶさに述べますので、これもちよっと、メモ書きは余り出せないんですけれども、やっぱり10項目以上、こういうふうに対応していったら、あるいは、こういう対象者だったら、ちょっと保護観察は遠慮して観察官に戻そうかななんて、単刀直入なそんな意見も出ます。

それからもう、終わりに近いんですけれども、報告書が書きづらいケースや提出が遅れる場合は、観察官に連絡して記述できる範囲で、何行でもいいから書いて提出をする。いつも私たちの地域では、報告書を書くのが保護司の基本ですよ、これができないと、やっぱり保護司としてはうーんって、はてなマークが付くんじゃないのということは、いつも議論の話になります。

それから、これからも退任保護司いっぱい出てくるんですけれども、保護司の担当変更があった場合は、やっぱり身上調査書をよく読んで確認しないと、先入観でやっていくと、前の保護司さんと今度の保護司さんとはやり方が違うとか、前の保護司さんはよかったけれども、今回の保護司さんは外れだよとか、そういうふうに言われないように、きちっと対象者のことを把握して、特に担当変更の場合は、最初の面接がすごく大事だよということを話し合います。

やっぱり我々保護司は、官民共同の中で末永く保護観察をやっていくのが今の更生保護の現状なので、きちっと面接に始まって面接で終了するような保護観察の対応を、官民共同できちっとやっていけるようなシステムを、これからも絶対構築はできるはずですし、保護観察ができないという、そういう状況はあり得ないと思うので、いつも私たちはこういう話をしております。

本来の持続可能とは違っているんですけれども、やっぱりどうしても大津の事件で、保護司として面接の在り方と面接の場所をどうするか、その二つが大きな問題となっておりますので、そういったことを、本省としては、地域定例研修会を含めた中で、自主例会の中で本来の保護観察の仕事とは何、迷ったときはどうするの、話をしたいときにはどうするのって、やっぱりそういったカリキュラムをきちっと作って、全国が同じように保護観察ができるような状況になっていただければなと思って、あえて今日は、ちょっと遅ればせなりにちよっと3枚を出しました。

それから、1枚目の提言ということで、令和4年11月10日に再犯防止の議連のところで、やっぱり保護観察官の増員のことは私も述べました。

これから先、人数が減っていく中で、保護司さんを発掘していく中で、きちっと保護観察の基本と保護司の基本と組織活動の基本をきちっと捉えていかないと、持続可能な検討会に果たしていい結論が出ていくのかなというのがちょっと疑問点で、今日は一応3枚つづりを出しました。もう次回は出しませんので、多分これが私の最後の書類で、腹を決めて今日は来ましたので。

以上でございます。

倉吉座長 ありがとうございます。面接の話は、本当に研修の基本の第一歩ですね。保護司研修でもいろいろやっておられると思うんですけども、そこでまた考えていくべき問題だろうと思います。

それで、最初に申し上げた、事前に柳川構成員から提出された意見と題する書面について、少し触れさせてください。

実は、この書面は、柳川構成員ご自身の意見とは少し違うのではないかと思います。読んでみれば、ほかの方の意見が入っているものですね。

柳川構成員 はい、神奈川県連の幹部の意見が入っています。

倉吉座長 分かりました、その前提で。

以前、別の機会に、私、皆さんに申し上げたことがあります。この検討会を通じて、構成員の皆さんお一人お一人に共通しているのは、この保護司制度を取り巻く非常に難しいグレーゾーンの問題について、人の意見に十分に耳を傾けて共通の理解を得られるように、絶えず考えながら発言する、議論を進めるという、そういう姿勢であると、私は強く感じておりまして、そのことに力付けられて、今日まで取り組んでまいったというのが本音です。

ところが、この意見と題する書面には、これと異なって、これまで積み上げてきた議論を十分に顧慮していない、そして、ある意味一方的に決めつけたり、ほかの者を非難したりとするとところも少なくないように感じました。

そうしたことから、私としては、この意見と題する書面については、できれば撤回していただけないかなと思います。それが難しいようであれば、これは神奈川県連の方の意見が入っているということで、今後の運用の参考資料とすると、そういう取扱いでよろしいでしょうか。

柳川構成員 はい。

倉吉座長 この点について、構成員の皆さん、何か御意見ございませんか。

感じられたことでもいいんですが、ありませんか。

清永構成員 清永です。

実は、本日の柳川構成員のこの資料を拝見して、非常に共感するところ多く、そのまま安全確保の対策につながる内容であると思って、共感を持って読んでおりましたので、今日のこちらの意見がきくと、柳川構成員のおっしゃりたいことなんだなと強く思いましたので、これで言い尽くしているんじゃないかなというふうに、私はむしろ思いました。

もともと、もとより今回は安全確保の対策に一旦時間を費やそうということであったわけで、恐らく柳川構成員の資料も、それから山元構成員の資料も、安全確保のことを念頭に置きながら書いておられるのがよく伝わりましたので、この意見を参考にするということが十分ではないだろうかというふうに感じました。いかがでしょうか。

倉吉座長 はい、分かりました。

柳川構成員、いかがでしょうか。

柳川構成員 いいですよ。

倉吉座長 では、他の構成員からも異論がないようですので、撤回の扱いにしたいと思います。

それでは、改めまして、今お話がありました、今回の論点は保護司の安全確保ということで、いろんな観点からの取組が考えられると思います。保護司と保護観察対象者等との信頼関係に影響を及ぼすかもしれない、ある意味ではちょっとハードなものも含みますので、そういうことをちょっとオープンで、実現の可否を別として議論していただければと思います。

今出てきた中で一番言われるのは、自宅以外での面接を原則にするかという話が一つ出ていますよね。しかし、原則はやっぱり違うんじゃないの、原則は自宅でいいんじゃないのという意見ももちろんあるわけで、対応によってどうするかという問題が一つあると思います。

それから、これはむしろ保護司制度の外にいる人たちがいろんなことを心配して、警報ブザーや防刃チョッキなんかを付けた方がいいんじゃないかという話も、報道なんかではちょっと見ましたが、そういうのはどうかとか、それから、ITやデジタルを活用して安全を図るようにするということが必要じゃないか、それから、一番大事なのはここだと思うんですが、保護司の家族に対して、保護司活動の実際について説明をしていく、これがもっと必要なんじゃないか、それから、保護司の家族が、むしろそういった不安なんかをきちんと、それに対してどう対応するかということも含めて共有する、そのような機会を設けることも必

要ではないかと、もっと家族に対して働き掛ける必要があるだろうかというようなところが、大きなところとして出ているかなという気がするんですが、別にこれにこだわりませんが、ちょっとそういうことを念頭に置いて、皆さんお一人お一人から議論を頂ければと思います。

井上構成員からお願いします。

井上構成員 この安全確保というのは、本当に深刻な課題であり、保護司さんの安全を守るためには、本当にしっかり議論しなければいけないことであると思っています。

4点ほど今回のたたき台というか、保護司の安全確保の文章で気になるところがございましたので、申し上げたいと思います。

まず、現状認識の2段落目の上から4行目に、「環境の整備について、可能なものから順次取組を」というふうに書いてありますが、今回は緊急的な取組の議論ですので、少しのんびりしているような文章になっている感じがしますので、これは「早急に取組を進めていく」という書き方が、この場の皆さんがお持ちの感覚にも合っているのではないかと思います。「可能なものから順次」というのは、平時の書き方ですので、今、非常時というか、緊急的な取組として、「早急に取組を進めていく」というふうにした方がいいのではないかと思います。

2点目ですが、3段落目に、保護司さんへのいろんな補償のことが書いてあるんですけども、2段落目までである程度現状認識の一番重要なところが述べられていますので、この「現状認識」とは別に、例えば、「現状における保護司への補償」というような項目に分けて、3段落目を書いた方が、現状認識の意図が伝わりやすいのではないかと思います。最後にこの補償のことが書いてあると、何か言い訳のように捉えられる可能性があるので、この辺も検討をしていただければというふうに感じました。

3点目として、中の項目は、それぞれもっともな項目が書かれていると思いますが、（1）から（4）については、保護観察官の更なる関与というような内容ですので、さっき柳川構成員がおっしゃられたように保護観察官の増員というのが、帰結としては必要になってくるのではないかと思いますので、その言葉を何らかの形で入れた方がいいのではないかと思います。

前回私は、「例えば、保護司さんの安全を守るために、警察とか自衛隊のOBの方にもご参加いただいたら」という話を申し上げましたけれども、保護観察官そのものの増員というやり方もあるでしょうし、保護観察官の数はそのままにして、その保護観察官の補助をするような形を新たに新設し、警察OBや自衛隊のOB、さっき座長がおっしゃられた精神科医

というような専門家に加わっていただくことも考えられるのではないかと思います。そういったサポート体制も含め、保護観察官の体制を分厚くしていく必要があるのではないかと思います。

私は今、民事調停の調停委員をしています。民事調停でも、裁判官の数が少ないので、弁護士さんに調停官という形でサポートしていただいています。そんなイメージでもいいのではないかというふうに思いますので、保護観察官そのものの増員かどうかは別として、こら辺の厚みを付けるような文言を付け加えたらどうかと思います。

最後に、4点目として家族の理解についてですが、さっき座長がまとめのところでおっしゃいましたけれども、今日の前半の事務方の説明の中にも、家族の理解が難しいというのがありました。この（1）から（11）の中に、家族の理解という文章が見当たらない感じなので、これは付け加えた方がいいのではないかというふうに思いました。

私の意見と感想は以上です。

倉吉座長 なるほど。いずれもよく分かりますね。

それでは、川出構成員、お願いします。

川出構成員 今回の事件が起きたことを受けて、保護司の皆さんの安全確保のためにできることを早急に行うことには全く異論がありません。事務局資料の「今後講じていく施策等」のところに挙げられている具体的な施策は、当然行われるべきものだと思います。そのうえで、若干気掛かりなのは、今回の事件がまだ捜査中なのでやむを得ないところはあるのですが、この事件がなぜ起きたのかが分からない状態で、保護司の方が保護観察対象者によって殺害されたという結果だけを前提に安全対策を進めていくということになると、資料1の保護司の主な意見に中でも指摘されていまして、保護観察対象者は危険な存在であるというイメージを前提に、新たな制度や運用が組み立てられてしまうことにならないのかということです。

例えば、先ほど座長が指摘された点でいえば、自宅以外での面接を原則とするという意見は。そのような発想から来ているような感じがします。そのような極端な結論に至らないようにするためにも、可能な範囲で、この事件がどうして起きたのかという点についての情報も踏まえながら検討していく必要があると思います。

それを前提に、今回の事件の詳細を問わず行うべき施策としては、面接場所の確保が挙げられると思います。先ほども御指摘がありましたが、地区によっては更生保護サポートセンターの使い勝手がよくないということもあるようですので、公共施設など、他に利用可能な

場所を確保する取組は、すぐにでもよるべきだと思います。他には、保護観察官が関与する形で、それぞれの対象者について、より慎重にリスク評価をすること、それから、保護司の家族への説明の機会を設けるということなどは、優先してやるべきことではないかと思います。

以上です。

倉吉座長 はい、分かりました。ありがとうございます。

清永構成員、お願いします。

清永構成員 私もそんな大きなことはないんですけども、2つあります。その前に、できればちょっと保護司の構成員の方に教えていただきたいんですけども、今回のアンケートの問3で、半分ぐらいの人が、面接場所に掛かった費用が多少なりともあるって答えているのがあるんですよね、費用を払ったことがないは47%で。

これ、皆さん、そういうのを使った場合って、費用って請求されているのか、いわゆる自腹になっているのか、どんな感じかなと思ひまして、どうでしょう。

倉吉座長 どなたかいかがですか。

清永構成員 どなたか使われている方。

野見山構成員 自腹です。

宮川構成員 そういう制度がないです。

清永構成員 やっぱりそうですか。

柳川構成員 そういう決まり事がないです。

清永構成員 本当に御苦労さまです。

そうしますと、なおのこと、今日も柳川構成員が書かれている、一番身近なのはやっぱり公民館だと思うんですよね。公民館はどんどん積極的に使えるようにする必要があるだろうと。公民館とか地域の集会センターというのは、地域の自治管理にはなっておりますが、多くは自治体の指導を受けて運営されております。

今回の案に戻りますと、公民館って言葉はありますが、単に公民館をえるようにというだけ、公民館等の、(6)のところですね、というのよりももう少し踏み込んで、例えば自治体への指導だとか、何かもう少し目標だけでなく、どうすればいいですかね。例えば、全国の自治体に通達を出した上で、何かもうちょっと実効性があるように強い表現にしていたくぐらいあってもいいのではないのかなと思ひました。

本日の話でも、やはり面接場所というのが一番大きな課題になっていることは、ここまで

の議論で明らかですので、できましたら、もう少し強く、自治体への指導等を含めて、盛り込んでいただければと思いました。

もう一つは、井上構成員と私、全く同じで、やはり保護観察官の増員というのは欠かせないであろうと思っております。恐らく、保護局の事務局の方々が、自分でなかなか書きづらいというのがあったのではないかとも思うので、そうであれば、もう構成員から強く書き込んでほしいという要請があったんでと、構成員のせいにしても全然構いません。その結果、人的措置が得られるのであれば、多分ここにいる構成員皆さん同意見だと思うので、我々のせいにしてでもいいので、書いてみてはいかがだろうかと思います。

以上です。

倉吉座長 ありがとうございました。

押切局長、補足することがあればお願いします。

押切保護局長 清永構成員の御発言に関連して、アンケートで保護司の方々が面接場所の確保のためにお金を使っているということですが、現状は、毎月ケースを担当していただくと実費弁償金が出ていますので、その中から使っていただいている方もいれば、それで足りないという方もいらっしゃるかと思います。

また、全体の額はまだ多くはありませんが、面接場所の確保にかかった経費に対する実費弁償金が今年度から新しく予算措置されております。

なお、面接場所の確保につきましては、7月の中旬に総務省と法務省の連名で、都道府県知事や市区町村長の方々に向けて、面接場所の確保に絞った協力依頼をさせていただいております。それを基に、保護観察所が保護司の方々と一緒に各自治体をお願いに行くということを進めているところです。

倉吉座長 増員についてはどうですか。

押切保護局長 やはり我々としても、保護観察官が保護司の方々の相談に十分に乘ったり、直接的な関与を強めるという点で、大事なことだと思っており、努力してまいりたいというふうに思っているところです。

倉吉座長 柳川構成員、お願いします。

柳川構成員 今、局長が言われましたけれども、やっぱり末端の保護司が報われるような制度作りができなければ、改めてそれを統括する保護観察官を増員しない限りは、更生保護というのは成り立ちませんよということは、国会議員の方々に対してもきちっと発言してきました。

保護観察官をきちっと増員できるような方針を持っていかなければ、結局はお題目になるんじゃないかなと思っています。

以上です。

倉吉座長 ありがとうございました。

山元構成員、お願いします。

山元構成員 私も保護観察官を増やすというのは大賛成なんですね。それが前提でお話しさせていただくと、例えば、直担とかが増えた場合に、土日対応とか夜間対応というのがかなり必要になってくるかなと思われるので、そういった点も配慮していただいて、採用というか、枠組みを作っていただければなと思っています。

以上です。

倉吉座長 ありがとうございました。

小西構成員、お願いします。

小西構成員 ありがとうございます。

2点ほどなのですが、まず一つは、先ほど来お話もあった、公共施設を利用した更生保護サポートセンターのサテライトなどを広げていくことが、なかなか今の家の構造というのですかね、かなり時代が変わって行って、一軒家ではない方も多い中で、やはり必要性が増しているというのも、もう一つ安全対策というのもあると思いますが、重要なことだと思います。そうした面接場所の確保のためにも、取り分けやはり基礎自治体の理解の促進というのが必要であるとも感じています。

自分自身は、複数の広域自治体の再犯防止の取組にも関わっているのですが、その中で、基礎自治体の市町村の意識の差というのはものすごく大きいと感じています。例えば、ある広域自治体の本庁で行われる再犯防止関連の会議に、基礎自治体の方にも来て、できればいろいろ参加してほしいという話の中でも、やはり出張費もなかなか出ないので、そういう基礎自治体の職員が広域自治体の本庁での会議に参加することに難色を示しているという話も聞いたりもしているので、先ほど局長のお話にあった、総務省と連携されて、自治体に協力をよりしていただけるように働き掛けるというのも重要な方向だと思いますし、今後もより一層直接的に、基礎自治体に更生保護とか再犯防止についてより理解していただき、また協力してもらえるような働き掛けが必要ではないかなとも思います。

また、以前の議論にもありましたけれども、保護司法の一つの改正の方向性としても、地方公共団体の責務というのですかね、再犯防止推進法と併せて保護司法の中でも規定してい

くというのも、今後はやはり必要になっているとも感じております。

もう一点は、資料の4ページのところにもありますが、(7)の面接の在り方についてで、不安に思われる保護司の方とかに関しては、取り分けこうした保護観察官とか別の企画調整保護司の方とかがオンラインで同席するとか、あるいは第三者による見守りの状況を作るというのは、非常に重要なこととも思います。

ただ、この防犯カメラの設置というのは、求めているところの保護司会があれば、そういう協力をしていくというのはあるとは思いますが、これを必須みたいにしていくと、先ほどの柳川構成員の3枚つづりの資料の2枚目にもありましたけれども、面接における大事な九つの項目にあるような、普通の人として接するとか、自尊感情を傷つけないとか、信頼関係づくりを大切にするという、こことちょっとそごしてしまう面があるのではないかなと感じました。これまでの保護司の方がされてきた面接のよさというのですか、これを、やはり害さないような形で対策というのが重要ではないかなと、改めて思った次第です。

私からは以上です。

倉吉座長 防犯カメラの件は私も気になって、具体的にどうすればいいですかね。それがあるところというのも、一応選択肢の一つとして入れるべきですかね。これ、事務局も慎重に、括弧書きで入れていると思うんですがね。

小西構成員 できるだけ、人の目といいますか、第三者による見守りというのですか、更生保護サポートセンターで事務所があって、面接する場所があるぐらいの、それぐらいでも十分、監視的な意味というのですか、それはあるのではないかなと思います。余り、そのまま監視カメラが上に設置されているとかってなってくると、ちょっと気分的な面でも、自分はそういうふうな目で見られているというような意識を持たれる対象者の方もいるのではないかなとは感じます。

倉吉座長 そうですね、どうもありがとうございました。

それでは、続けて杉本構成員、お願いします。

杉本構成員 安全確保につきまして、今ちょうどカメラの話など出ましたけれども、私もこういう場でなければならないとか、複数担当もそうですけれども、そういうふうに余り決まり事に全てなってしまうと、非常に面接やりづらいということが出てくるかなというのは、少し心配しているところで、実際私なども、夜間、人けがそんなに多くないところで面接をしなければ、どうにも回らないところもあったりします。それを、例えば防犯カメラのあるところとか、指定箇所が増えたからといって、その中のどれかねというような決まりになって

しまうと、面接そのものが約束もできない、ままならない状態になってしまうのかなと思います。

また、往訪する際も、本当に対象者の家の状態というのは様々で、危ないなと思うのは、やはり状態が悪いときに1対1で対象者の家に上がるというところ自体の不安というのは、どうしたら払拭できるかといえ、やはりちょっと約束の段階で大丈夫かなというようなときがあったときに、どうできるかだと思うんですけれども、それは、今頼れるのは主任官になっているんです、やっぱり。そうすると、先ほどの保護観察官の増員という話につながりますけれども、私の保護区は保護観察所があるエリアなのでごく、じゃ、一緒に行きますよとか、一緒に行くのをお願いできますかとも言やすいという環境にあります。

でも、観察所から離れている保護区もたくさんありますから、そうしますと、次の面接、往訪なんですけれども一緒にとかっていうこと、余り簡単ではないかというふうに聞きますし、まして観察官の方の御都合としても、例えば年度末、遠方への旅費が、取るのが難しいような事情もあったりすると聞いたりするんですね。そうしますと、いろんな状況以前の問題として、遠慮なく一緒に来てほしいとか言えないようなこともよくないと思いますし、また人員、本当に人手の問題もあると思うんですね。複数の保護司が一緒に来てくださいますかということ、又はたくさん電話してしまうということも気が引けるということが、まず安全、変に遠慮が出てしまうことも、やはりすごくよくないなと思いますので、その窓口を増やすなり、主任官じゃなくとも、そこに対してのケアとかフォローというか、別の形でもいいので、安心して、忙しい中申し訳ないではなくて、連絡できるようなことというのが、何か必要なのかなと思います。

本当に両輪といいますか、保護司の中で、保護司会の先輩方に聞きながら、こうやっていくといいよというふうで解決する面と、それではやはりどうにもならない対象者の個別の処遇があると思いますので、そこに対してのフォローは、どうしても主任官に頼らざるを得ないところになりますので、そこ抜きに安全確保はできないのかなというふうに感じているところです。

倉吉座長 ありがとうございました。

野見山構成員、お願いします。

野見山構成員 先ほど局長がおっしゃいましたように、もう既に通達が来て、福岡の飯塚の方は動いていまして、既にこの7月の理事会のときに、交流センター、俗に公民館ですね、そういうところをどんどん使ってください、今12地区ありますと、それ以外にも、こういっ

た社協のセンターとか、そういったのを使うように、もう既に交渉してオーケーですと。しかも、無料ですということまで来ました。

ただ、今度保護司会側としたら、でも、無料ですってぽんと行っても駄目だろうから、事前に、何時何分に使いたいということを事務局の方に連絡して、事務局から何日何時に使いたいという、その段取りまできちっとつけました。それで、どんどん安全確保についてはそういうことになっているんですが、ただ、職員、観察官の数が足りないのかなと。

今お話を聞いていて思うのは、以前、保護司になって10か月になる方、やっと来たんですね、ケースが。ああ、よかったって喜んでいたら、対象者がサポートセンターまで来るのに足がない、自転車ですというわけですね。地区が地区で、そこから月2回も来るのは大変だから担当をお願いする保護司を変えましたって、こういうことになるんです。それで、私はまず、そういう話が来たときに、この方はどこの地域の方ですかって言って、その地域に面接ができる施設がないかどうかって、そういうのも私は調べていたんです。ところが、主任官からはサポートセンターも遠いからやめましたと言われたので、やっぱり主任官は忙しいんだらうなって。例えば昔は2人で担っていたところを1人になっているから、そこまでもう調べられないという状況かなって思うんですよね。だから、やっぱり足りないのかなって。とにかく早いところ私も調べて、ここにありますって言えばよかったなという、そんなことがございました。

倉吉座長 なるほど。野見山構成員、そういうときに、保護観察所に対して、こういう手もありますよと言にくい雰囲気があるんですかね。

野見山構成員 そうですね。電話でかかってきて、この前の話なんですけれども、残念ですけどもって。

倉吉座長 ぽんと結論を言われちゃうという感じですか。

野見山構成員 はい。対象者があそこまで行けないって言われるもんですから、別の方をお願いしましたって、こう来たんですよ。

倉吉座長 いろいろ考えなきゃならないことがありますよね。

野見山構成員 そうということがあったということでございます。

倉吉座長 はい、分かりました。ほかはよろしいですか、それで。

宮川構成員、お願いします。

宮川構成員 安全確保の件なんですけど、今、新しい場所とかというのも、それなりにできているのかなというところもあるんですけども、いろんな場所にするとか、例えば、先ほども

出ていた複数名で見ていくとか、いろんな人が見ていくということに対するハードルといったら、それぞれ何があるのかなというの、ちょっと一回整理してみたいなと思っていて、基本的には個人情報保護しているのか、それか、もう施設側の運営の問題なのかとか、それぞれに解決する問題があるかなと思うので、そういうのは解決できたらなと思います。

そんな中で、山元構成員も言っていましたが、民間の団体であるとか、それこそ民間の企業であるとかというところの場所の提供なり人材の提供というのは可能だと思うんで、極端な話、アイデアとして出てくるのは、銀行の一室だって借りられるかもしれないし、本当にローカルな地域になると、タクシーに来てもらって、2人で乗って話せばいいじゃないくらいのことも思い付くんですね。その場合、運転手が聞くからどうなのとかという、そのハードルというのは当然出てくると思うし、タクシー代も出てくるとは思うんですけども、そういう解決策という、末端のというか、地方ごとの解決策というのは多分いっぱいあると思うので、そういうのをどう認めていってあげるのがいいのかなというところは、考えてもらえたらいいのかなと思います。

もう一個、多分ずっと前から言っていたことにはなるんですけども、どうしてもエリアを超えにくいという話をずっとしているかなと思っていて、ほかのところで事業とかイベントをしている中でも、どうしても行政の縦割りというのはハードルがあって、自治体のエリアを超えて何かをしようとしたときのハードルもあるし、単純に同じ行政内でも、課によってのものがとてもあって、駅前のイベントをするにも五つぐらいの課と交渉するという、訳分からんことをさせられたりもするので、そういうところをどうにか越えられないかなというのか。

多分前にも言ったんですけども、全国で見ている人というのも可能だと思うんです。補助する仕事というの、保護司会に付いているんじゃないくて、もっと広く見られる人というの、出てくると思いますし、それなりに保護司会自体の自治というのは大切にしていかないと、その地域ごととのつながりというのはあると思うんですけども、そうじゃない部分で、もっと広いエリアで賄えることだし、県境だとこっちの人の方がそもそも仲がいいとか、こっちの方が便利というところも当然あると思うので、そういうのをどうにかうまく超える方法ができればいいなと思っています。

あとは、ちょっと堂々巡りになるかもしれないんですけども、柳川構成員の話も聞いていて思ったのですが、なぜ直接面接することが重要なのかとか、その目的は何なのかというところを、もう一度ちゃんと考え直して、そこを守っていかないと、今違う手法、危険

だからとか何かだからということで失われていってしまうと、そもそもの面接の意味がなくなってくると思うんで、そこをなくさないようにやっていけたらなと思います。

以上です。

倉吉座長 分かりました。今のエリアの問題というのは、具体的にどんな方策を考えておられますか。

宮川構成員 今、僕が見ているのもちょっと違うエリアなんですけれども、例えば、全国的に夜暇な人が常に対応してくれる保護司っていてもいいと思うんですよ。ウェブで対応にはなるかもしれないんですけれども、前も言ったかもしれない。その人にだったら夜は聞けばいい、それは誰につながるか分からないけれどもということになるかもしれないんですけれども、観察官にしろ何にしろ、そのエリアで夜を全て賄わなくてもいいといたらいいんですかね、何て表現していいか分からないんですが。

あとは、今2拠点制の方とかというのもたくさんいらっしゃる中で、やっぱり一つのエリアで完結するということが、もうちょっと難しい時代になっているのかなというのは思っています。

倉吉座長 柳川構成員、どうぞ。

柳川構成員 2点だけ簡潔に。

やっぱり地方自治体との関わり方というのは、霞が関と地方とは全然温度差が違うので、文書1枚もらったからって簡単に首長が動くわけじゃないし、私も市長とメールのやり取りとか、忙しい時期はメールのやり取りとか何とかするんだけど、本当にきちっと行政と保護司会が関わりを持っていれば、行政だって職員もちゃんと出してくれるし、助成金も出してくれるし、人も出してくれるし。それとあと、何ととっても、うまく保護司さんを引っ張るのは、行政に、例えば福祉部長とか青少年課長を経験した人を、我々がちゃんと探して、四、五年掛けて口説いてそういう人に入ってもらって、保護司会の事務局のこととか書類整理のこととか、やっぱり行政マンは行政マンじゃなきゃできない仕事がいっぱいあるので、それは、ただ霞が関から文書を出すよりも、末端の我々の地区、よく全国で886の保護司会って私、よくいろんなときに言うんだけど、自分たちの組織なんだから、ちゃんと自分たちの首長のところへ行ったらちゃんと話をしなさいよって。そうすれば、必ず帰ってくるからって。やっぱりその関係性とスキシンシップがない限りは、地方行政の在り方と国の在り方というのは、全く水と油だと思います。その1点。

あと、もう一つ口癖で、若い人を育てろ、育てろ、見付けろ、見付けろって、私も口癖で

言うんだけど、私の地域は、2年から大体3年に一遍、30代から40代の人は必ず入るようになっています。やっぱりそれも、四、五年掛けて、今言うんじゃないくて、四、五年先で考えてくれるって、ちょっと長いスパンで言わないと。

あともう一つ、やっぱり全国にBBSがあって、卒業したからさよならじゃなくて、それを地域みんなが育ててあげる、それを引き留める方策は何かといったら、飯食いに行つて、くだらない話をしていればいいんだよ、それで続くから。それで現実、私の地域でも、私が会長をやっている、副会長2人、順番でやってくれた人なんかも、やっぱりBBSの会員がなっていたし、神奈川でも、私の3代前の県連の会長もBBSの経験者が会長をやっているし、現に神奈川でも3人ぐらいBBSの。やっぱり若い人たちと、育てるんじゃないくて、どうやって接点を持っていくか。さっきの保護観察じゃないけれども、ちゃんと聞いてあげるかとか、やっぱり若い人と本当にスキンシップを持っていけないと、ただ若い子を入れるとか、30代、40代を探すじゃなくて、時間を掛けて、そういう人たちをうまく我々と同じようにできるかなって、それを、やっぱり一つの取組を、できないんじゃないくて、やり方や探し方は必ず方法論は、現実、私の地域はそれをやっているし。

事実、私も、以前お話ししましたが、平成元年のぐじゃぐじゃな、少年事件から暴走族からやくざから何から一番多いときに、私の仲間5人が前後して30代で保護司になったんですよ。そうすると、30代で苦労していくと、その積み重ねが次の人にちゃんとつなげるんですよ。俺だってできたんだから、お前のが優秀だからもっとできるよとか、俺なんか全然いいかげんで書類なんか書けないけれども、あんたなんかは書類よく書けるじゃんって、やっぱり接点をきちっといつも持っていけば、絶対に30代から40代の保護司は探すはず。現実、私の地域は、そうやって2年あるいは、時には1年置きに30代、40代の保護司を入れていきます。そうすれば、必ずつながっていくから。それも、本省の方で、若い世代をどうやって取り込むかじゃなくて、その手当てをどうしていくかって、それを、若い世代を取り込まない限りは、持続可能な保護司制度というのは続かないんじゃないかと。年寄りばかり保護司がやっているんじゃないのって耳打ちされると、やっぱりぎゃふんとなるし、若い子もいるよって言ってあげると、ああそうなんだって、周りの見方も違うからね。

以上でございます。

倉吉座長 ありがとうございました。

山元構成員、どうぞ。

山元構成員 私からは、今のお話ですね。先ほどから若い方に更生保護に関わっていただけるような仕組みができてくるといいのかなと。例えば、社会を明るくする運動もやってはいるんですが、なかなか若い方たちが入ってこられない。BBSの方たちにお手伝いをしていただいているんですが、それ以外も、例えばサークル活動をしている方とか、いろんな結び付きのある方たちに関わっていただけるようになったらいいのかなと思っています。

若いうちに保護司になるというのも私も賛成で、できれば30代、40代で、非常に難しい面もあるんですけども、そういう方たちがなって、将来軸になっていただけるような形にすると、非常に保護司会も強力になってくるのかなというところです。

それともう一つだけ。やはり家族の説明の機会というのは、これ結構シビアな問題で、事件が起きる前後で、私もある方に保護司就任依頼をしていたんですが、おじいさまも保護司だったという方で、本人はやりたがってはいるんですが、やはり周りの家族がストップをかけているということで、家族の方からもちょっとできないということを言われまして、つくづく思ったのは、そういう、今の段階で大津の事件が起きていて、非常に微妙なタイミングですので、なかなかいろいろ人を募集するというのは難しいかもしれませんが、必ず落ち着いてきた段階で、何かしら家族の方に対する説明会、あるいは何か定期的に情報を発信するというのも大事で、家族の方の理解を得るというのも大事なかなと思いました。

以上です。

倉吉座長 その説明会というのは、むしろ保護観察所がやる方がいいというイメージですね。

山元構成員 そうですね。保護司会は当事者になっちゃっているものですから、できれば保護観察所、第三者の機関というか、第三者というか、そういうお役所の主導でやることによって、また集まってもきていただけるでしょうし、説得力もまた違ってくると思うのでね。

倉吉座長 そうですね。はい、ありがとうございました。

それでは、横田構成員。

横田構成員 ありがとうございます。

今回の事案に関連したところでいうと、今、山元構成員おっしゃった家族の不安解消というところの対象も重要ですし、適宜やっぱり家族からの相談が受けられる窓口は必要であろうというふうには思います。

申し上げづらいのですが向こう3年、新たな保護司さんに関わっていただくのには、ちょっとアゲインストな環境が続くであろうというふうに、正直思います。というのは、今回の事件の経過も適宜報道されるでしょうから、そのたびに皆さんの記憶を起こしてしまうとい

うふうに思います。なので、この3から5年、家族の方々への対応ももちろんそうですし、家族関係と、あと地域の法人なり他の自治会なりとの連携を深めて、ちゃんと情報を共有していく場というのが、より求められる期間なのではないかというふうに思います。

地方制度調査会では、自治体側も財政面、人的資源で余裕がある環境にはなくなってきたことが話題にあがり、地域でプラットフォームを構築促進する話が出ています。自治会など、それぞれの団体において人的資源に限られる中、皆が連携する場を作ることです。既にそういうプラットフォームがあるような地域には、保護司会もそのプラットフォームに積極的に、他の団体さんと連携が取りやすい枠組みに参加することも重要です。場合によって、まだプラットフォームがない地域は、自治体と一緒に保護司会と、地域活動の中の一つの更生保護というところで俗人的ではなくてサスティナブルな関係の中のプラットフォーム作りの一員に入れるようにしていった方がいいのだろうというふうに、他の委員の方々の話をお伺いしておりました。

今後いろんな方策を考えていく中で、やはり私、重要なのは三つだなと、改めて思いました。一つは、言わずもがなのデジタル化です。もう人はどこも足りていないので、そこを、さっき電話で連絡をすとかいう話もあったりしましたがけれども、もうちょっとコミュニケーションを楽にする手段を増やしていく必要があります。今回、調査の中で、ウェブアンケートを使って、直接保護司の方から、この短期間で情報を集めることができたということを事務局からも伺いました。もっと、保護司会経由で聞くということが、これまでは主流でしたが、短期的に若い人からの直接的意見を収集する方法もできていますから、デジタルツールを使っていながら、新たな制度を考えるということも重要だと思っています。

二つ目は選択肢をやっぱり豊富に設けることだというふうに思います。自宅外が原則とか、何とかが原則とか、さっき杉本構成員からおっしゃっていた、余りルール化をがちがちにし過ぎると難しいといったのは、私はそのとおりだと思っていて、対象者の方もいろんな背景があれば、保護司の方にもいろんなバックグラウンドがある中なので、そこは選択肢を設けるということが重要だと考えます。面談場所に限らずです。地域活動から入れるように保護司をするだけではなくて、やっぱり事件担当をしたいから、これに興味を持つという方もいらっしゃるはずなので、何かを決めつけて物事を作るというように選択肢を設ける方向で考えていただきたいと思います。

三つ目は、宮川構成員がおっしゃっていたエリアを超えるというのは、すごく重要な観点だと思います。全てが地域完結でなくても、全国的に、横断的にサポートすることができる

ものもあれば、地域でちゃんと地域事情に合わせてやっていくものというのをうまく連結させるということは、制度の維持上重要ではないかというふうに思います。

最後、保護観察官の増員に関してです。私、財務省の会議にも出ているものですから、この件には、ロジックが正直必要だと思います。事件が減っている中で、再犯率も上がっていて難易度が高まっているということは事実であると思います。かつ、今回の取りまとめの中でも、保護観察所の役割をより強化していくべきだというふうな流れはありますから、一定の理解はあり得るのではないかというふうには思います。しかしデジタルツールを活用したりとか、うまく機能分化をして、効率的な組織を作るとか、そういった前提の下に保護観察官、あるいは井上構成員がおっしゃったようにサポート的な役割なのか、そういう人員要求に当たっては、かなりの全体グランドデザインと設計が必要であるというふうに、私は思います。

以上です。

倉吉座長 ありがとうございます。ご指摘の通り、今の状況に照らして何が必要なのかというのを、はっきり打ち出して説明できかどうかというところが大きいんだろうと思います、増員だけの問題ではありませんけれども。

さて、いろんな問題がたくさん出ましたが、それに敷衍して言いたいとか、ご意見はありませんか。

井上構成員 ありがとうございます。

先ほど杉本構成員と野見山構成員の発言をお聞きして、ちょっとショックを受けたんですが、けれども、保護観察官の方の資質に関しては、何ら問題はないという前提で、数だけ増やせば何とかなるのではないかなと思って先ほども発言したんですが、どうやらお二人の話を聞いていると、数だけではなく質も、担保しないといけないのではないかなという感想を持ちました。

保護観察官の方をどうやって評価されているのか分かりませんが、例えば保護司の方が保護観察官に対してどう見ているのかということ、評価する仕組みやそれを反映する仕組みがあるのか、保護観察官を選考するときに、保護司の方から、ある意味SOSのような連絡があったときに、的確な対応がとれることを確認するプロセスがあるのか知りたいところです。そういったチェックがなされている前提で、先ほどの話のようなことが、例外的に起きているのか、それとも、そういったチェックが全くされておらず、私が当初思ったように、保護観察官であれば任せておいて大丈夫だろうという形から生じているのか、その辺りの追加説

明を頂きたいと思っております。

もし質に対しての担保がまだ不十分なのであれば、例えば保護観察官に対して研修をされていると思うんですが、より一層の研修強化が必要だと思います。特に保護司の方とのコミュニケーションの仕方というのは、今日話を聞いた限りではかなり問題がある気がします。そんな対応をしていたら、保護司さんのやる気はなくなる一方なので、何とか改善した方がいいのではないかとというのが一点です。

もう一点、財務省に関しての話ですが、私も国の政策に関してはいろいろ思うところがありますが、この保護司制度に関しては、4万7,000人という方がボランティアで、ある意味、国の代わりに、国の職員としてやってもいいぐらいの仕事をボランティアでやっていると。それは、かなり国に対して財政的には貢献しているので、少しぐらい予算を出してもおかしくはないと思います。この保護司制度に関しては、正々堂々と予算要求していただければいいのではないかとこのように思っております。

今回の会議でいろいろな保護司さんのお話をお聞きすることができました。皆さんが本当に困っていることに関してはすべからず改善すべきだと思います。もちろん自腹を切るなんということは、基本的にあり得ないことですし、これだけの貢献に対して、いろんな表彰とか勲章だとかいう制度は整っていると思いますけれども、それ以外に、感謝だとか、そういった気持ちがなければ、やっぱり保護司さんも続けていかれないのではないかと思います。今までも、財務省にはいろいろ説明されていると思うんですけれども、70年を迎え、さらにこの検討会で議論したことを裏付け、背景にして、予算の件は、私は別に強気ではなく、正当な要求だと思うので、しっかり要求していただければいいというふうに思っています。

以上です。

倉吉座長 ありがとうございました。

ほかにいかがですか。

柳川構成員 本当に専門職の保護観察官というのは、やっぱり大変だと思いますよ。臨床心理士を含めて、やっぱりそうした方をうまく採用して行って、我々ができる保護観察とできない保護観察はたくさんあります。私たちが保護観察でやっているのは、ある程度できる保護観察なんですよ。本当にもっと難しい保護観察はいっぱいあって、観察官の専門職が付いていて、社会復帰のために一生懸命努力しているんですよ。

以上です。

倉吉座長 ありがとうございました。

ほか、ございませんか。

よろしいでしょうかね。

それでは、今回はなかなか大変ですけれども、これまでの議論を踏まえて、事務局において修文案を作成するということにしたいと思います。

本日はこの程度にとどめたいと思います。

次回の第12回検討会は、8月29日木曜日、報告書案の全体版について御議論を頂く予定です。

長時間にわたり、御苦労さまでした。

—了—